解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年一月六日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

小山市乙女下町土地区画整理組合

代表清算人　野澤　繁

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月二十二日開催の臨時総会の決議並びに経済産業大臣の許可により、平成二十二年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番二号

社団法人旧ノーカーボン紙協会

代表清算人　福岡　正博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

横浜市都筑区中川一丁目一四番一号

特定非営利活動法人神奈川教育支援センター

清算人　新井　覚

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

横浜市泉区中田南三丁目二四番九号

特定非営利活動法人コモンズ二十一

清算人　吉川　永司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月四日付愛知県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

名古屋市千種区仲田二丁目一二番四号

財団法人桜谷学園

代表清算人　肥田　清次

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十一年十二月二十五日開催の理事会の決議により平成二十二年一月三十一日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目一四番一六号大阪ＷＴＣビル一七階

財団法人人形浄瑠璃因協会

代表清算人　田村　耕介

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十一年十二月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

高知県高知市堺町二番二四号

高知銀行企業年金基金

清算人　植田　茂

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年十二月十日に茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

茨城県那珂市福田一八一九番地五

那珂町竹ノ内土地区画整理組合

代表清算人　柏村　豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月二十三日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

栃木県真岡市荒町一〇八五番地

特定非営利活動法人　障害者の社会参加を推進する会なずなの会

清算人　上野　幸子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

愛媛県松山市高岡町九〇番地五

特定非営利活動法人エヒメ健診協会

清算人　正鐘　真一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

東京都文京区小日向二丁目二一番三号

特定非営利活動法人芙蓉クラブ

清算人　前田　茂紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

東京都江戸川区西葛西六丁目二四番六―二〇五号

特定非営利活動法人日本サブカルチャー協議会

代表清算人　井上　太志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十一日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月一日

和歌山県東牟婁郡串本町伊串二六四番地

財団法人伊串郷土協会

代表清算人　田中　忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市元今泉七丁目一番地五、最後の住所栃木県宇都宮市鶴田町五七四番地二グランドハイツ鶴田六〇五号室

被相続人　亡　高橋　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月一日

栃木県宇都宮市小幡一―一―三三　佐久間ビル五階　伊澤正之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石神　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市上根本三三七六番地八、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区本太五丁目二八番一七号二〇二

被相続人　亡　大内　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一〇番四号

相続財産管理人　弁護士　伊東　結子

第41期決算公告

平成22年2月1日

東京都新宿区山吹町347藤和江戸川橋ビル

株式会社ケー・シー・エス

代表取締役　天野　洋文

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	460,614
	固定資産	86,995
	資産合計	**547,610**
負債及び純資産の部	流動負債	45,756
	固定負債	5,611
	株主資本	496,242
	資本金	220,000
	資本剰余金	170,000
	利益準備金	170,000
	利益剰余金	106,242
	その他利益剰余金	106,242
	（うち当期純損失）	(14,195)
	負債・純資産合計	**547,610**